

「オロチくん」イラスト使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、グラントワ・オリジナル・マスコット・キャラクター「オロチくん」イラストを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

イラストを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめイラスト使用承認申請書（様式第1号）をイラスト管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

(使用承認の通知)

第2条 管理者は、使用者に対し、承認番号を付して使用承認（又は不承認）の連絡を行う。

(使用承認基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、イラストの使用を承認しないものとする。

- (1) 島根県芸術文化センター「グラントワ」の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) イラストを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、管理者がイラストの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもってかえることができる。
- (3) 当該使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめイラスト使用変更承認申請書（様式第2号）を管理者に提出するものとする。

(使用承認の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用条件を変更し、または使用承認を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 管理者は、承認を得ずにイラストを使用している者またはしようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用期限)

第8条 イラストの使用期限は、本事業が終了するときまでとする。ただし、使用形態によっては、管理者が承認時にそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(管理者の責任)

第9条 イラストの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、イラストの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則 この規定は、平成22年1月7日から施行する。